

生駒市教育委員会規則第4号

生駒市生涯学習施設条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月16日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市生涯学習施設条例施行規則等の一部を改正する規則

(生駒市生涯学習施設条例施行規則の一部改正)

第1条 生駒市生涯学習施設条例施行規則（平成24年4月生駒市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

3 第1項の規定による使用の許可申請は、施設予約システム（生駒市の公共施設の使用の許可申請を電子情報処理組織（教育委員会又は指定管理者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該許可申請の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

4 施設予約システムにより使用の許可を受けようとする者は、使用日の8週間前の日から7日前の日までに申請を行わなければならない。

第5条第1項中「申請者に」の次に「書面又は施設予約システムを使用する方法により」を加える。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

(生駒ふるさとミュージアム条例施行規則の一部改正)

第2条 生駒ふるさとミュージアム条例施行規則（平成25年10月生駒市教育

委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

3 第1項の規定による使用の許可申請は、施設予約システム（生駒市の公共施設の使用の許可申請を電子情報処理組織（教育委員会又は指定管理者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該許可申請の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

4 施設予約システムにより使用の許可を受けようとする者は、使用日の8週間前の日から7日前の日までに申請を行わなければならない。

第6条第1項中「申請者に」の次に「書面又は施設予約システムを使用する方法により」を加える。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

（生駒市体育施設条例施行規則の一部改正）

第3条 生駒市体育施設条例施行規則（平成元年12月生駒市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第4条第2項中「使用しようとする日（以下「使用日」という。）の2月前から使用日（午後5時以降の使用に係る申請書については前日）まで」を「別表第2に定める期間内」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項の規定による使用の許可申請は、施設予約システム（生駒市の公共施設の使用の許可申請を電子情報処理組織（教育委員会又は指定管理者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該許可申請の相手

方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

4 施設予約システムにより使用の許可を受けようとする者は、別表第3に定める期間内に申請を行わなければならない。

第4条の2中「使用日」を「使用しようとする日（以下「使用日」という。）」に改める。

第5条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、第1号に定める書面にあっては、施設予約システムを使用する方法により交付することができる。

第5条の2を削る。

別表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2（第4条関係）

	申請する期間	
	市内の者	市外の者
生駒市生駒北スポーツセンター体育館 生駒市北大和体育館 生駒市市民体育館 生駒市小平尾南体育館 生駒市井出山体育館 生駒市総合公園体育館 むかいやま公園体育館	使用日の2月前の日 から使用日まで	使用日の2月前の日 から使用日まで
生駒市生駒北スポーツセンター体育館会議室 生駒市北大和体育館会議室 生駒市市民体育館会議室 生駒市小平尾南体育館会議室 生駒市井出山体育館会議室 生駒市総合公園体育館会議室	使用日の2月前の日 から使用日まで	使用日の2月前の日 から使用日まで
生駒市生駒北スポーツセンター体育館多目的室 生駒市市民体育館多目的室 生駒市総合公園体育館多目的室	使用日の2月前の日 から使用日まで	使用日の2月前の日 から使用日まで
生駒市武道館	専用使用	使用日の2月前の日 から使用日まで
	個人使用	使用日
生駒市生駒北スポーツセンター野球場 生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド 生駒市北大和野球場 生駒市北大和グラウンド 生駒市小平尾南少年グラウンド 生駒市井出山グラウンド	使用日の2月前の日 から使用日まで	使用日の1月前の日 から使用日まで

イモ山公園グラウンド 生駒市総合公園グラウンド 生駒市健民グラウンド むかいやま公園グラウンド		
生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド ランニングトラック（個人使用）	使用日	使用日
生駒市生駒北スポーツセンター テニスコート 生駒市浄化センター テニスコート イモ山公園 テニスコート 生駒市総合公園 テニスコート 滝寺公園 テニスコート 生駒山麓公園 テニスコート むかいやま公園 テニスコート 生駒市健民 テニスコート	使用日の2月前の日 から使用日まで	使用日の1月前の日 から使用日まで
生駒市総合公園相撲場	使用日の2月前の日 から使用日まで	使用日の1月前の日 から使用日まで

備考

- 「市内の者」とは、条例別表第3の1の表備考第4項第2号から第4号までに掲げる者をいう。
- 「市外の者」とは、市内の者以外の者をいう。
- 午後5時以降に体育施設を使用する場合の上表の適用については、同表中「使用日まで」とあるのは、「前日まで」とする。

別表第3（第4条関係）

	申請する期間	
	市内の者	市外の者
生駒市生駒北スポーツセンター体育館	使用日の8週間前の日から10日前の日まで	使用日の8週間前の日から10日前の日まで
生駒市北大和体育館		
生駒市市民体育館		
生駒市小平尾南体育館		
生駒市井出山体育館		
生駒市総合公園体育館		
むかいやま公園体育館		
生駒市生駒北スポーツセンター体育館会議室	使用日の8週間前の日から10日前の日まで	使用日の8週間前の日から10日前の日まで
生駒市北大和体育館会議室		
生駒市市民体育館会議室		
生駒市小平尾南体育館会議室		
生駒市井出山体育館会議室		
生駒市総合公園体育館会議室		
生駒市生駒北スポーツセンター体育館多目的室	使用日の8週間前の日から10日前の日まで	使用日の8週間前の日から10日前の日まで
生駒市市民体育館多目的室		
生駒市総合公園体育館多目的室		
生駒市武道館	専用使用	使用日の8週間前の日から10日前の日まで
	個人使用	使用日
生駒市生駒北スポーツセンター野球場	使用日の8週間前の日から10日前の日まで	使用日の4週間前の日から10日前の日まで
生駒市生駒北スポーツセンター グラウンド		
生駒市北大和野球場		
生駒市北大和グラウンド		
生駒市小平尾南少年グラウンド		

生駒市井出山グラウンド イモ山公園グラウンド 生駒市総合公園グラウンド 生駒市健民グラウンド むかいやま公園グラウンド		
生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニング トラック（個人使用）	使用日	使用日
生駒市生駒北スポーツセンター テニスコート 生駒市浄化センター テニスコート イモ山公園テニスコート 生駒市総合公園テニスコート 滝寺公園テニスコート 生駒山麓公園テニスコート むかいやま公園テニスコート 生駒市健民テニスコート	使用日の6週間前の 日から10日前の日 まで	使用日の4週間前の 日から10日前の日 まで
生駒市総合公園相撲場	使用日の8週間前の 日から10日前の日 まで	使用日の4週間前の 日から10日前の日 まで

備考

- 1 「市内の者」とは、条例別表の1の表第3備考第4項第2号から第4号までに掲げる者をいう。
- 2 「市外の者」とは、市内の者以外の者をいう。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 15 日から施行する。